岐阜県立障がい者職業能力開発校条例について

岐阜県立障がい者職業能力開発校条例を次のように定めるものとする。

平成三十一年二月二十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県立障がい者職業能力開発校条例

(設置)

第一条 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十六条第二項の規定に基づき、

岐阜市に岐阜県立障がい者職業能力開発校を設置する。

(訓練科)

第二条 岐阜県立障がい者職業能力開発校に、 基礎実務科、 OAビジネス科及びウェブデザイン

科を置く。

(授業料、入校試験料及び入校金)

第三条 岐阜県立障がい者職業能力開発校の授業料、 入校試験料及び入校金は、 無料とする。

(委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、 規則で定める。

附則

この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

提案説明

岐阜県立障がい者職業能力開発校を岐阜市に設置するため、 この条例を定めようとする。